

12月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和5年12月7日(木) 13時30分 ～ 15時30分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1・5-2 会議室

会議の内容
議第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
議第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第50号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)
(追加議案)
議第51号 農地利用最適化推進委員の辞任について

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 9 小林 爲夫 | 18 西川 末美 |
| 8 北川 悟 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- 10 西田 忠彦 16 瀧 仁司 19 木村 正彦 20 前田 善隆
21 百々 明雄欠席した農業委員は下記のとおり。

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 係長 竹中 基史 主任 八木 貴大

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

主事 大橋 和史

当日の記録係

係長 竹中 基史

○ 議長(田中 金二)

定刻となりましたので、ただいまから12月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいとこ

ろご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

(会長挨拶)

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

4 小川 英志 推進委員

7 堤 正雄 推進委員

11 富江 文弘 推進委員 から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

10 西田 忠彦 16 瀧 仁司 19 木村 正彦 20 前田 善隆

21 百々 明雄欠席

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。16番 濱村 功 委員、17番 疋田 菜穂子 委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を12月1日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 北川 悟 委員

(現地調査立会報告)

○ 議長 (田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局 (竹中 係長)

議第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第 4 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請

議第 4 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

議第 5 0 号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）

（追加議案）

議第 5 1 号 農地利用最適化推進委員の辞任について

でございます。

○ 議長（田中 金二）

【3 条申請審議】

それでは、議第 4 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

3 条 1 番案件

所有権の移転の 1 番案件の申請地は農業振興地域、青地エリアの農地です。

こちらの農地の場所は、彦根工業高校から北東 2 0 0 m に位置する農地です。

譲受人は南川瀬町の●●さん、譲渡人は近江八幡市の●●さんです。譲渡人の●●さんは、市外在住で農地の管理が難しくなってきたため、申請地の隣地で耕作する譲受人、●●さんと売買する話がまとまったものです。

なお、譲受人が耕作する申請地の隣地は、令和 5 年度 9 月定期総会にてご審議いただき譲受人が農地法 3 条許可にて取得したものです。

申請地には、果樹が定植されており譲り受けた後も、引き続き果樹を栽培する予定と伺っております。

●●さんは 50 年の耕作経験があり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、自宅の目の前の農地であることから通作距離も問題ありません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について澤田 勘一 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 澤田 勘一 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

3条 2番案件

所有権の移転の2番案件の申請地は、市街化の農地です。

こちらの農地の場所は、プロシードアリーナ HIKONE から約300m、南西に位置する農地です。

譲受人は西今町の●●さん、譲渡人は、埼玉県越谷市の●●さんです。

今回、●●さんは、議案書19ページ、局専報告第19号、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告」内、整理番号6、西今町 辻ノ前●●において、開発案件による農地を手放した代わりに、代替となる農地を探しておられました。そんな中、既に県外に在住しており、農地の管理もできないと困っておられた譲渡人、●●さんとの売買する話がまとまりました。

譲受人は、60年農業に従事されており、トラクター、コンバインなどの農業用機械を所有されており常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について木村 正彦 推進委員、吉岡 巳津夫 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 木村 正彦 推進委員

特に問題ありません。

○ 吉岡 巳津夫 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、３番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

３条 ３番案件

所有権移転の３番案件です。申請地は、農業振興地域、青地エリアの農地です。

こちらの農地の場所は、川瀬馬場町、河瀬高校から北東におよそ３００ｍに位置する田となります。

譲受人は愛知郡愛荘町に住む、●●さん、譲渡人は清崎町に住む●●さんです。

譲渡人は、高齢となり農地の管理が難しくなってきたため、申請地の北側に隣接する農地で耕作する譲受人、●●さんと売買する話がまとまったものです。

●●さんは約４０年の農作業歴もあり、田植え機、コンバイン、トラクターを保有されており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について澤田 勘一 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 澤田 勘一 委員

譲受人が耕作するのか経過観察していく。提出書面を確認したが問題はなかった。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、４番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

３条 ４番案件

所有権移転の４番案件です。申請地は、農業振興地域の白地エリアの農地です。

農地は、JR 稲枝駅の南側、東西に延びる道路、県道愛知川彦根線の道路沿いにありますコンビニ、ローソンの南側に位置します。

譲渡人は既に県外に在住しており、農地の管理もできないため、譲受人の●●さんに売買する話がまとまりました。

●●さんは自宅から申請地までの通作距離約 5 キロ弱を通い既に申請地で耕作しております。ご自身も 40 年の農作業歴があり、トラクター、田植え機、コンバインなど農機具等も保有されておられます。お住まいの愛荘町では約 4 反、田を耕作されており常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。

なお、申請地にありますビニールハウスは、育苗および野菜の作付けをされており適切に管理されています。

地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について瀧 仁司 推進委員、辻野 久和 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 瀧 仁司 推進委員

特に問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

ー 異議なし ー

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、5 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

3 条 5 番案件

所有権移転の 5 番案件です。申請地は、農業振興地域の青地エリアの農地です。

申請地は、南三ツ谷町集落の南側に位置します。

譲渡人は既に市外に在住しており、農地の管理もできないため、譲受人の●●さんに売買する話がまとまりました。

●●さんは、申請地の道を挟んで向かい側にお住まいで既に申請地で畑として利用されております。5年程の農作業歴があり、小型の耕運機を保有されており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田中 忠彦 推進委員、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 忠彦 推進委員

特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、6番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

3条 6番案件

所有権移転の6案件です。申請地は、農業振興地域の白地エリアの農地です。

地番●●は、本庄町郵便局から東へ100mほど進んだ南側に位置し、地番●●は、稲枝西小学校北側に位置しています。

譲受人と譲渡人はご兄妹であり、既に相続により兄の●●さんが所有されておりました。ただ、市外在住であり農地の管理が困難であるため、この度、市内在住の妹の●●さんに贈与する話がまとまりました。

譲受人は、地番●●については、みかん、柿といった果樹を定植し、地番●●は、現在、除草

管理のみをしている状態ですが、今後、自家消費用の野菜を耕作される予定です。

●●さんはこれまで農業履歴はなく、自宅から申請地までの通作距離約10キロを通い野菜づくりをされる予定です。新規で農業を開始されること、および住所地から若干距離があることから今後、実際に耕作されるどうか特にエリア担当の委員さんにおかれましては、経過観察をいただければと思います。

地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田附 隆司 委員

現地は管理できている、問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、7番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

3条 7番案件

所有権移転の7番案件です。申請地は、農業振興地域の青地エリアの農地です。

申請地は、日夏町、城陽幼稚園、西側に位置します。

譲受人と譲渡人は家族同士が旧知の仲であり、過去、譲渡人が農業経営の規模縮小を考えていたところ、平成21年に譲受人の●●さんと売買する話がまとまり、仮登記が設定されていました。今年度、下限面積の要件撤廃を受け、本登記をすべくこの度申請となりました。

現在は、申請地を含む7筆について、畦畔を除いて1枚にし、およそ7反の面積を、ますだ農産が大豆を耕作されています。畦畔復旧について、境界線は境界杭があるため明確になっていること、および畦畔復旧費用は、譲受人の●●さんが負担することが合意されていることを確認しています。

譲受人の●●さんは、お住まいの高宮町で約1反、自作地の田を耕作しており、トラクター、コンバイン、田植え機を親戚との共用で保管管理しており、常時従事要件に抵触する状況は見受

けられません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われる。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いいたします。

○ 前田 善隆 推進委員

問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

畦畔が復旧される旨、譲受人に確認しました。復旧する際の目印となる境界杭も確認した。問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、8番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

3条 8番案件

所有権移転の8番案件です。申請地は、農業振興地域の白地エリアの農地です。

譲受人の●●さんは、譲渡人の孫にあたり、この度、農地、地番●●および●●を譲受人の孫にそれぞれ贈与することとなりました。

地番●●については、自己住宅を建てる計画であるため、この後5条申請の審議にて追ってご説明させていただきます。

計画では自己住宅建築にあたり地番●●の表面の耕作土を隣地の地番●●に搬入し自宅前の畑として利用される予定です。今回、併せて「田」から「畑」への使用変更の届出も提出されております。

譲受人は、農作業歴としては5年程で、今回の申請地は自宅前の畑になるということもあり常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思

われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

特に問題ありません。

○ 月田 晴男 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、

議第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

4条 1番案件

転用目的は建物敷地です。

申請者は先祖代々こちらの土地にお住まいなのですが、最近固定資産の整理をされていたところ、先代、そしてそれ以前の代で建てた建物が畑であるはずの土地にかかっており、農地法の許可がとれていないと判明したため、申請に至りました。

申請地は中山道法士町の交差点から中山道沿いに北へ50mほどの法士町集落内の位置する、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周辺には住宅等が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

母屋にくっついている方が税務資料では昭和15年築。古い小屋のような建物で建築者はわかりませんでした。離れている倉庫は昭和59年築で、こちらは既に亡くなっておられる申請者の父が

建てられたものです。今回の申請にあたり、●●を●●と●にあらかじめ分筆し、建物敷地の方のみを申請されたものです。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、現況のまま、建物敷地として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等についてですが、雨水については今までどおり現況のまま地下浸透となる他、隣接についても北は水路、西は自己用畑、東は自宅、南は畑になっていますが、登記は山林となっていて、特に問題はありません。

土地改良区の受益地の外であり、その他必要書類も整っております。また、顛末書の添付もいただいております、今後農地法を遵守する旨誓約をいただいております。

これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について澤田 勘一 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 澤田 勘一 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 1番案件

転用目的は庭で、売買による所有権の移転を伴います。

自己用住宅建築の転用許可申請が前々回10月の定期総会にありましたが、その際にも触れさせていただいた件となります。当初は申請地を引き続き、譲渡人の上岡氏が耕作をする予定をされ

ており、そのためわざわざ分筆登記までされたのですが、やはり接道が無く作りにくいとして、譲受人にお譲りされることになったものです。現況は畑ですが土地の高さが元々宅地の高さと同じなので、庭として使用したいと申請されました。

申請地は、湖岸道路の薩摩町交差点から北東に 100m ほどの距離、薩摩町集落内に位置する、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

奥ではもう住宅の建設が始まっています。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、現況のまま住宅に付随する庭として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、隣接農地はありません。裏も水路になっており、元々擁壁が入っているため、特に問題はありません、

土地改良区の意見書の他、その他必要書類の添付も整っています。
これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

特に問題ありません。

○ 月田 晴男 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。続きまして、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

5条 2番案件

転用目的は建物敷地で、贈与による所有権の移転を伴います。

本庄町では昔、二人の祖父にあたる●●さんが●●商店という屋号で竹の販売をしており、申請地はその竹の保管庫として昭和 46 年から昭和 48 年頃に、祖父が建てたものになります。それらを二人の母が相続した後、昨年に譲渡人が相続したとのことです。

しかし、兄である●●氏はその後管理を十分に実施してこなかったため、妹である●●氏が、今後は自身がしっかり管理をしていきたいとして、今回の申請に至ったものです。

申請地は、本庄町の集落内、稲枝西小前の交差点を東に 100m ほど進んだところにある、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連なっていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上であり転用が可能です。

複数の倉庫があります。木が生えている部分は農地ではなく、建物敷地内の緑地といった雰囲気になっています。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、敷地全体を引き続き建物敷地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、周囲は道路水路宅地に囲まれており、隣接農地はなく、問題ありません。

土地改良区の受益地外であるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。さらに、顛末書の添付もいただいております、今後農地法を遵守する旨誓約をいただいています。これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 田附 隆司 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。続きまして、3 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

5条 3番案件

転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人は、宅地造成で利用する残土の保管場所を必要としていたところ、ちょうど譲渡人から声掛けがあったことから、売買の話がまとまり、申請に至ったとのこと。

法人所在地である小泉町から申請地まで距離はありますが、譲受人の●●の自宅が同じ葛籠町集落内にあるため、管理がしやすいとのこと。

申請地は、葛籠町の集落内、葛籠町公民館がある交差点に面した、農振白地の農地です。まず立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、残土の保管場所としての資材置場となります。このため、土地全体すぐに埋め立てるわけではなく、関係する工事の状況に応じて残土を出し入れするような形で利用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、周囲は道路宅地に囲まれており、隣接農地はなく、問題ありません。

土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。

また、集落内であることから、作業の際は土埃の飛散を抑える、汚れた場合は道路の清掃を実施するなどについてもお約束いただいています。

これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について澤田 勘一 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○澤田 勘一 委員

通行の際、集落の支障にならないようにしてもらいたい。特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

ー 異議なし ー

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。続きまして、4番目の案件

の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

5条 4番案件

転用目的は駐車場で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人である●●氏は、申請地の隣地にある古家付の宅地を、同じ譲渡人の●●氏から購入されました。しかし購入した宅地だけでは車の駐車スペースがない他、近隣に住む親戚や知り合いが来た時の駐車場も十分に確保しておきたいとして、隣地で使いやすい申請地を売買する話が纏まったため、申請に至りました。

申請地は、旧日夏町公民館のすぐ南側、宅地と合わせると旧の2号線に面することのできる、農振白地の農地です。まず立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

古い航空写真ではシートが被せてあったりしたのですが、現況は重機で表面を均したような状態になっています。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、宅地に付随する駐車場として、現況のまま利用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、雨水排水については地下浸透とされます。また、周辺隣地農地の方への説明も済まれています。

申請目的実現の確実性について、現況のまま利用されるということなので、特に金銭面についても問題ありません。

土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○前田 善隆 推進委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○疋田 菜穂子 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。続きまして、5番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

5条 5番案件

転用目的は一般住宅。使用貸借権の設定となります。

借人は貸人の息子夫婦にあたります。現在は守山市にお住まいですが、実家のある日夏町に戻ってきて、親が所有する申請地に自身の住宅を建てたいということで、申請に至りました。

申請地は、県道2号線の日夏町島の交差点から南に200mほど進んだところにある、農振白地の農地です。まず立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

手前は既に擁壁が入っている状態です。農作業時に車を停めるスペースとしたが、土地が細長いので崩壊しないよう補強してあるとのこと。奥は畑のままとなっています。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、既存の擁壁はそのまま利用し、奥の畑部分には新たに擁壁を設置、地上げをして土地全体を住宅用地とします。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書および住宅ローンの仮審査結果の添付があり、金銭面で問題がないことを確認しております。

土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。

ここまでの一般基準については問題無いものとなります。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、少し問題というか解決していない課題があります。申請地には県道側に雨水側溝がありません。このため敷地内に側溝を設置された後、地権者の許可を得て、裏側の倉庫の横に設置された、今は使われていない用水の取り入れ口を排水路に整備し直して使用される予定でした。しかし、12/1の現地確認でこの水路の先が行き止まりになっているため、放流後の排水の行き場がないことがわかりました。また、現地確認時に道路下にパイプを通す手法を検討するという話もあったのですが、その後土地の高さから逆流の可能性があり難しいことがわかりました。現在、隣地の●●が駐車場となっているため、そこを通じて放流する検討を進めておられます。

開発許可を所管する都市計画に確認しましたところ、この雨水排水問題については、開発許可の中で道路河川課が中心に審査する範疇になり、開発許可が許可相当となるのは、当然この水路

問題が解決してからとなります。そして、農地転用についても、それは同様です。

以上のことから、本件は転用許可の要件である、周辺農地への被害防除措置が不十分ですが、その方法を検討中であることから、保留・継続審議とし、雨水排水の問題が解決し次第、再度総会でお諮りさせていただくのが妥当ではないかと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について前田 善隆 推進委員、疋田 菜穂子 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○前田 善隆 推進委員

事務局の説明のとおり保留とし雨水排水の問題について方向性が見えた時点で再度判断することとよい。

○疋田 菜穂子 委員

同じく。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては保留案件とします。続きまして、6 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 主任）

5 条 6 番案件

転用目的は自己居住用専用住宅。贈与により所有権の移転を伴います。

譲渡人は譲受人の祖父にあたります。譲受人は実家の薩摩町内に自宅を新築するにあたり、実家には建築のスペースが無いことから、譲渡人である祖父が所有する申請地に自身の住宅を建てたいということで、申請に至りました。

申請地は、湖岸道路の薩摩町交差点から北東に 100m ほどの距離、薩摩町集落内に位置する、農振白地の農地です。1 番案件の斜向かいとなります。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体に盛り土を行い、住宅用地とします。

周辺農地への被害防除措置等につきましてはですが、雨水排水については敷地内に側溝を設置され、南側道路と反対側の用悪水路に放流となります。隣接農地は先ほど 3 条案件で出た農地のみで、問題ありません。

目的実現の確実性につきましては、見積書および住宅ローンの仮審査結果の添付があり、金銭面で問題がないことを確認しております。開発許可についても本申請に入られていることを担当課に確認しています。

土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○百々 明雄 推進委員

特に問題ありません。

○月田 晴男 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんはご退席いただいても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

－ 推進委員退室 －

－ 農林水産課職員入室 －

続きまして、議第 50 号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課より説明をお願いします。

○ 農林水産課（大橋 主事）

（ 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

【追加議案】

次に、農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局長（林 達也）

議第51号「農地利用最適化推進委員の辞任について」ご説明します。

田中 徳男委員から、一身上の都合により、令和5年12月1日付で「辞任願」が提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条の規定によりますと、農地利用最適化推進委員の辞任について、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができるとあります。

したがって、本件につきまして、農業委員会の同意を求めるものであります。

なお、補足としまして、本議案の承認が得られましたら、推進委員を募集することになり、推薦書等の必要書類を提出いただき、残りの任期について後任の委員を選定していく運びとなります。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの追加議案について、ご意見はありますか。

－ 異議なし －

異議なしの声がありました。

それでは、追加議案である田中 徳男推進委員の辞任を承認します。

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

農地使用変更届出報告 今月は2件です。

農地賃貸借の解約通知報告 今月は21件です。

農業者の資格証明書交付状況報告 今月は1件です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告です。今月は9件 面積は18,907.56㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、それでは、慎重に審議いただきありがとうございます。これもちまして、12月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。